

平成 20 年 12 月 24 日

日本漆器協同組合連合会
産地会長・理事長様

日本漆器協同組合連合会
理事長 鈴木 勝健

通 達

家庭用品品質表示法・雑貨工業品表示規定の表示について

平成 20 年 12 月 15 日の理事会において、下記の事項が決定されましたので、厳守してください。

記

1. 家庭用品品質表示法を遵守すること。

2. ①漆に、着色剤（鉄、顔料等）、乾性油（亜麻仁油、荏油等）、天然の補助剤（ロジン、コーパル等）やその他の補助剤（粘度調整剤※1、硬化剤※2）を加え塗装したものは、漆塗装と表示できる。ただし、硬化剤の量は必要最小限になるよう各社が企業努力し、硬化剤の配合上限量は漆に対して 10%以内とする。

※1 粘度調整剤とはテレピン油、ショウノウ、灯油等の揮発性有機溶剤をいう。

※2 硬化剤とはポリイソシアネート等をいう。

品名は、漆器、表面塗装の種類は漆塗装となる。

②漆に合成樹脂塗料を混入（数パーセントでも）したものは、漆塗装と表示することはできない。

品名は合成漆器・木製容器・塗り加工品等となり、表面塗装の種類は、漆と合成樹脂塗料の混合塗装（例：漆とウレタン樹脂塗料の混合塗装等）となる。

③「新漆塗装」の名称は商品名であり、一般名称ではなく、かつ、漆塗装であるかの誤認を消費者に与える恐れがありこの用語の使用を認めないものとする。

3. 上記のうち、②の漆に合成樹脂塗料を混入した場合の表示は次の通りとする。

漆の比率が 50%以上の場合、漆と合成樹脂塗料名の混合塗装とする。（漆の比率を付記すること）

漆の比率が 50%未満の場合も、合成樹脂塗料名と漆の混合塗装とする。（漆の比率を付記することが出来る）

以上